別表六の二(十一)の表中

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「７の⑨」)

を

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「７の⑧」)

に、

・ ・ (別表六の二(三)付表「２の⑦」)
・ ・ (別表六の二(三)付表「２の⑧」)
・ ・ (別表六の二(三)付表「２の⑨」)
・ ・ (別表六の二(三)付表「２の⑩」)

を

・ ・ (別表六の二
・ ・ (別表六の二
・ ・ (別表六の二
・ ・ (別表六の二

・ ・ (三)付表「２の④」)
・ ・ (三)付表「２の⑤」)
・ ・ (三)付表「２の⑥」)
・ ・ (三)付表「２の⑦」)

に改め、同表の記載要領等第１号中「又は」を「、所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の13第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」に改める。

別表六の二(十一)付表の表中

構造、設備の種類又は区分

を

構造、用途、設備の種類又は区分

に改め、同表の記載要領等第１号中「特別控除）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号において「令和３年旧措置法」という。）第68条の13第１項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を加え、同表第11号中「租税特別措置法」の次に「第68条の13第１項又は令和３年旧措置法」を加える。

別表六の二(十二)の表中

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「７の⑩」)

を

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「７の⑨」)

に改める。

別表六の二(十二)付表の表中

構造、設備の種類又は区分

を

構造、用途、設備の種類又は区分

に改める。

別表六の二(十四)の表中

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「７の⑪」)

を

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「７の⑩」)

に改める。

別表六の二(十四)付表の表中

構造、設備の種類又は区分

を

構造、用途、設備の種類又は区分

に改める。